

令和4年9月28日

各所属長 様

一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長

令和4年10月からの共済組合制度の適用範囲の拡大等に伴う短時間勤務  
会計年度任用職員の加入及び事業について（通知）

令和4年10月1日からの地方公務員等共済組合法の改正により、新たに共済組合の短期組合員となる短時間勤務会計年度任用職員（以下「短時間勤務職員」という。）の一般財団法人広島県教育職員互助組合（以下「互助組合」という。）の加入等について、関係職員に周知するとともに適切に処理してください。

なお、県費の短時間勤務再任用職員（4週116時間15分（3/4勤務））については、掛金の月額の方法、社会保険控除額、掛金の控除及び掛金の免除は一般組合員と同様です。

## 1 加入について

### (1) 対象者

制度改正により新たに公立学校共済組合広島支部（以下「共済組合」という。）の短期組合員資格を取得した職員のうち、互助組合へ加入を希望する者（互助組合の「退職医療制度」に加入している者を除く。）

※ 互助組合に加入していない市町（広島市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町）に所属する職員及び共済組合員でない職員は加入できません。

### (2) 加入申込み

加入を希望する者は、共済組合員資格取得日から20日以内（必着）に別紙1「㊦加入申込書 [短時間勤務会計年度任用職員]」（以下「加入申込書」という。）を所属長経由で互助組合に提出してください。

※ 加入申込書は、互助組合のホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

※ 例月、加入申込書が期限内に届かないため、加入できないことが数件発生しています。郵便事情等を考慮して早めに送付してください。

## 2 掛金について

(1) 短時間勤務職員の掛金（以下「掛金」という。）の月額は、事業掛金のみとし、共済組合の短期組合員に係る標準報酬月額（以下「標準報酬月額」という。）に掛金率1000分の5.3を乗じて得た額（円未満切捨て）です。

また、公立学校共済組合が認定した被扶養者を有する組合員の掛金の月額は、被扶養者のある期間について、標準報酬月額に掛金率1000分の6.7を乗じて得た額（円未満切捨て）です。

(2) 掛金の免除は、一般組合員と同様に一般財団法人広島県教育職員互助組合組合員に関する規則（以下「組合員規則」という。）第11条第1項の規定を適用します。

### 3 社会保険料控除額

互助組合の掛金は社会保険料控除が適用されます。

短時間勤務職員に係る社会保険料控除額は、事業掛金の100分の25（円未満切上げ）です。

<参考>

短時間勤務職員等の掛金の月額及び社会保険料控除額

	事業掛金	
	被扶養者のない期間	被扶養者のある期間
掛金の月額 (円未満切捨て)	標準報酬月額×1000分の5.3	標準報酬月額×1000分の6.7
うち社会保険料控除額 (円未満切上げ)	事業掛金×100分の25	

### 4 掛金の控除

ア 掛金を毎月支給される報酬等から控除します。

イ 掛金を納入すべき期間は、組合員になった日（共済組合の資格取得日）の属する月から組合員でなくなった日（共済組合の資格喪失日）の属する月の前月までです。

なお、互助組合に加入した日が、月の中途の場合でも、加入した日の属する1か月分の掛金を控除します。

ウ 月の途中で組合員でなくなった場合、その月の掛金は控除しません。

なお、月の末日で退職等の理由により組合員でなくなった場合、退職日等の翌日（翌月初日）が組合員でなくなった日になりますので、退職日等の属する月の掛金を控除します。

また、同じ月に組合員になった日と組合員でなくなった日がある場合は、その月の掛金は控除します。

エ 短時間勤務職員は、報酬等が勤務実績に応じた時間額又は日額で翌月に支給されるため、原則、組合員でなくなった後に支給される報酬等から掛金を控除します。

例) 10月1日任用の始期、1月31日任用の終期（2月1日が組合員でなくなった日）

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
組合員期間	加入				退会	—
報酬等支給	—	10月分	11月分	12月分	1月分	—
掛金控除	—	10月分	11月分	12月分	1月分	—

### 5 対象事業について

加入により利用できる事業は、別紙2「一般財団法人広島県教育職員互助組合短時間勤務会計年度任用職員等の掛金及び事業」のとおりです。

なお、令和4年度については、令和4年4月1日又は9月1日時点で組合員資格がないため、生活習慣病予防健診（人間ドック）事業及び福利厚生助成事業は利用できません。

担当 小田

電話 (082) 228-1386